

債権者各位
2019年1月15日

債権者集会決議事項のご説明

アルゼンチン共和国

アルゼンチン共和国（以下、「**共和国**」といいます。）は、2019年2月22日に、下記の共和国の発行済債券（以下、総称して「**本債券**」といいます。）に関する債権者集会（以下「**本債権者集会**」といいます。）を開催することとし、その招集公告を2019年1月15日付の日本経済新聞及び官報に掲載いたしました。

記

第4回アルゼンチン共和国円貨債券（1996）

第5回アルゼンチン共和国円貨債券（1999）

第6回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）

第7回アルゼンチン共和国円貨債券（2000）

本債券の債権者の方々（以下「**本債権者**」といいます。）は、本債権者集会において共和国が提案する議案（以下「**本議案**」といいます。）について承認するか否かの議決権行使をしていただきます。以下、本債権者に議決権行使の参考としていただくため、今回共和国が本議案の提案に至った経緯及び本議案の内容についてご説明し、合わせて本議案への賛成のお願いをいたします。

1. 本議案のご提案に至った経緯

共和国は、1996年から2000年にかけて本債券を構成する第4回債ないし第7回債を発行しました。しかしながら、2001年、共和国は経済危機に陥り、同年12月24日、対外公的債務の元利金の支払いを延期する旨を宣言しました。

共和国は、2005年にエクスチェンジ・オファーと呼ばれる債券交換手続を実施し、2010年に実際にエクスチェンジ・オファーを行いました。未償還となっていた債券の多くはエクスチェンジ・オファーによって新債券に交換されましたが、交換のお申込みがなかった債券については未償還のままとなっていました。2009年には、本債券の債券の管理会社である株式会社新生銀行、株式会社三菱UFJ銀行及び株式会社みずほ銀行（以下「**債券管理会社**」

とします)が本債権者のために共和国に対し本債券に基づく支払いを求める訴訟の提起が東京地方裁判所になされました。東京地方裁判所は、本訴訟を却下する判決を下し、東京高等裁判所もこれを支持しましたが、2016年6月2日に最高裁判所はこれらの判断を覆して債券管理会社に訴訟権限があるとの判断を下し、同判断に基づいてその他の争点を審理させるべく東京地方裁判所への差戻しを命じました。差戻し後の東京地方裁判所は、2018年3月26日に債券管理会社の請求を認める判決を下し、これを不服として共和国が控訴し、2019年1月15日現在、東京高等裁判所に係属中です。

2016年2月5日、共和国は、未償還債券の債権者(時効消滅している債券を除く)のうち2005年と2010年のエクステンション・オファーにお申込みを行わなかった本債権者につき、和解の意向表明を行いました。以降、共和国は、本債権者との間で2016年2月の和解の意向表明と実質的に同様の条件で和解を行うために、債券管理会社と協議を重ねてきました。

この協議に沿い、共和国は、本債権者へ早期の支払いを実現するべく、本議案を提案し、本債権者に対し本議案への賛成をお願いするものです。本議案が承認された場合、未償還の債券(これに付随する未払いの利札¹を含みます。)につき元本金額の150%をお支払いすることと引換えに本債券の全部を償還する(元本金額の150%を超える部分につき、共和国が本債権者に対し支払う義務が消滅する)こととなります。また、本議案が承認された場合、共和国は本債券に関し、債券の要項上の義務(裁判上の義務を含む)を負わないこととなります。

2. 本議案の内容

本議案では、共和国は、決議成立の日から120日以内に、債券管理会社の代表者兼元利金支払事務取扱者の代表者である株式会社新生銀行(第4回債)／株式会社三菱UFJ銀行(第5～7回債)(以下「**債券管理会社の代表者**」といいます。)に対して元本金額の150%をお支払いすることをもって、共和国の本債券上の義務を消滅させることをご提案いたします。

本議案が採択された場合、本債権者は、債券の要項に従い、元利金支払事務

¹第4回アルゼンチン共和国円貨債券については第11期及び第12期の利札、第5回アルゼンチン共和国円貨債券については第5期から第8期の利札、第6回アルゼンチン共和国円貨債券については第4期から第8期の利札、そして、第7回アルゼンチン共和国円貨債券については第3期から第10期の利札を指します。

取扱者の支払場所（登録された本債券については、本債権者が本債券の登録請求に際し指定した元利金支払事務取扱者の支払場所）にて、(i)本債券及び本債券に付随する未払いの利札の全部を提出いただいた場合は債券元本の150%に相当する額、(ii)本債券に付随する未払いの利札の全部又は一部が欠けた債券を提出いただいた場合は債券元本の150%から欠けている利札の券面額合計を控除した額に相当する額、(iii)未払いの利札のみを提出いただいた場合は当該利札の券面額に相当する額を受領することができることとしております（以下「**本支払**」といいます。）。また、本議案は、本債権者が本支払を受けることができる期間を、債券管理会社の代表者が共和国より支払を受領した日から2年間（以下「**支払期間**」といいます。）に限定することもその内容としております。したがって、本議案に基づき本債権者が本支払を受けることができるのは支払期間に限られることとなりますのでご注意ください。

3. 本議案への賛成のお願い

共和国が本債権者に対して本議案に基づき本支払を行うためには、債権者集会において、本議案をご承認いただくことが必要となります。承認決議を採択するためには、定足数である未償還債券券面額の過半数を超える本債権者の出席によって債権者集会を開催し、その議決権の3分の2以上が本議案に賛成する必要があります。

本債権者集会が成立せず、あるいは本債権者集会において本決議が成立しない場合、共和国は本議案に基づき本債権者に対し債券管理会社を通して本支払を行うことができません。

全ての債権者に対して上記の本議案に沿ったお支払いを行うことができますよう、お持ちの議決権を行使いただき、本議案にご賛成いただきますよう、何とぞお願い申し上げます。債権者集会決議において議決権を行使していただく方法については、「債権者集会に係る手続のご案内」を別途ご参照ください。

なお、本債権者集会において議案どおり決議が成立した場合は、債券の要項第12項に基づき、本債権者集会に出席したか否かを問わず、また議案に賛成したか否かを問わず、全ての本債権者に対して決議が拘束力を有することとなります。

4. 本債権者へのお支払い

本議案が成立した場合、共和国は、決議成立の日から120日以内に債券管理会社の代表者に対して元本金額の150%をお支払いします。

その後、債券管理会社の代表者が、共和国からの支払受領後遅滞なく、債券の要項に従い、支払いを受領した旨の公告を行うことが予定されています。本債権者が本支払を受ける際には、必要な税務申告を行っていただく必要がある点にご留意ください。

本債権者集会における議案その他についてのご質問は、共和国の日本における代理人である小島国際法律事務所へご照会ください。

(日本における代理人) 小島国際法律事務所

(お問い合わせ先) アルゼンチンデスク 電話 03-3222-1408